

役員及び評議員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人エフィラ福祉会

施行：令和6年4月1日

(目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人エフィラ福祉会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償について定めるものとする。

(定義等)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等の経費をいう。

(役員及び評議員の報酬等の総額)

第3条 役員及び評議員の報酬等の総額は以下のように定める。

(1) 理事長に対して、各年度の総額が2,500万円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(2) 各常勤理事に対して、各年度の総額が2,000万円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額をそれぞれ支給することができる。

(3) 各非常勤理事等に対して、各年度の総額が次に定める額を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額をそれぞれ支給することができる。

非常勤理事 20万円

非常勤監事 20万円

評議員 20万円

(報酬等の支給)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 理事長及び理事（以下「常勤理事」という。）については、報酬、賞与及び退職金を支給する。

(2) 常勤でない理事、評議員及び監事（以下「非常勤理事等」という。）については、業務に応じた報酬及び退職金を支給する。

2 常勤理事に対する退職金は、理事として任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3 非常勤理事等に対する退職金は、非常勤理事等として1期以上の任期を満了、又は辞任により退任した者に支給する。

(費用弁償の支給)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、旅費規程に準じて旅費として支給することができる。

(常勤理事の報酬等の算定方法)

第6条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1の俸給表のうち、評議員会で決定した等級号俸に記載された額。ただし報酬に変更がない場合は、評議員会の承認を必要としないものとする。
- (2) 賞与については、別表2に定める額。
- (3) 退職金については、別表3に定める額。但し、退職金における計算期間には非常勤理事等及び第5条の職員の期間は通算しないものとする。
- (4) 通勤費については、職員給与規程による支給基準に準じる。
- (5) 常勤理事が職務のため出張した場合は、別表4に定める額を別途支給する。
- (6) 常勤理事が週4日以上従事の場合は、常勤者として社会保険に加入する。

(非常勤理事等の報酬等の算定方法)

第7条 非常勤理事等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表5に定める額。但し、その支払額は所得税控除後の額とする。
- (2) 退職金については、別表6に定める額。
- (3) 交通費については、前(1)の報酬額に含めて支給する。
- (4) 非常勤理事が職務のため出張した場合は、別表4に定める額を別途支給する。

(職員給与との併給)

第8条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤理事に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給せず、職員の給与規程に基づき給与を支給する。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤理事に対する報酬等の支給方法については、次の通りとする。

- (1) 報酬は、愛和の里 給与規程第24条および25条の規定に準じて支給する。
- (2) 賞与は、職員の賞与方法に準じて支給する。
- (3) 退職金は、退職後1か月以内に支給する。

2 非常勤理事等に対する報酬は、支払事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。但し、監事による監事監査業務の支給については、定時評議員会時に支給する。

3 前項の定めにかかわらず、本人の同意を得た場合には、当法人が指定する金融機関の口座への振り込みによって報酬を支払う。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、下記の算式により

日割計算して支払う。

$$\frac{\text{報酬等の額}}{\text{1ヵ月の平均所定労働日数（21.5日）}} \times \text{出勤日数}$$

（端数の取扱い）

第11条 この規程を適用して計算した金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。
ただし、控除額の計算にあたってはこれを切り捨てる。

（公表）

第12条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は平成30年1月10日(評議員会議決日)から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（理事長及び常勤理事の俸給表）

1) 理事長の月額報酬

単位：円

	1 等級	2 等級	3 等級
1 号俸	300,000	400,000	750,000
2 号俸	450,000	600,000	1,000,000
3 号俸	600,000	800,000	1,250,000
4 号俸	750,000	1,000,000	1,500,000

2) 常勤理事の月額報酬

単位：円

	1 等級	2 等級	3 等級
1 号俸	200,000	300,000	450,000
2 号俸	300,000	450,000	650,000
3 号俸	400,000	600,000	850,000
4 号俸	500,000	750,000	1,050,000

別表2（理事長及び常勤理事の賞与）

1) 夏期賞与 報酬月額×1.5 か月分

2) 冬期賞与 報酬月額×1.5 か月分

別表3（理事長及び常勤理事の退職金）

退職金の額＝退任の日におけるその者の報酬月額×就任期間(年数)×係数

就任期間	係数
1 年以上 5 年以下の期間	1 年につき 100 分の 50
6 年以上 10 年以下の期間	1 年につき 100 分の 60
11 年以上 15 年以下の期間	1 年につき 100 分の 75
16 年以上 20 年以下の期間	1 年につき 100 分の 95
21 年以上	1 年につき 100 分の 120

※ 就任期間は、就任した日の属する月から退任した日の属する月のまでの月数とする。

※ 就任期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

別表4（出張旅費等）

1) 交通費 実費

2) 宿泊費 実費（但し 1 泊につき 20,000 円以内）

3) 日当 日額 3,000 円

別表5（非常勤理事等の報酬）

1) 非常勤理事

- | | |
|------------------------|-------------|
| あ) 理事会等への出席 | 日額 10,000 円 |
| い) 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 日額 10,000 円 |
| 2) 非常勤監事 | |
| あ) 理事会等への出席 | 日額 10,000 円 |
| い) 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 日額 10,000 円 |
| う) 監事監査の業務 | 年額 20,000 円 |
| 3) 評議員 | |
| あ) 評議員会等への出席 | 日額 10,000 円 |
| い) 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 日額 10,000 円 |

別表 6 (非常勤理事等の退職金)

就任期間	金額
1 年以上 8 年以下の期間	1 年につき 10,000 円
9 年以上 12 年以下の期間	1 年につき 15,000 円
13 年以上 16 年以下の期間	1 年につき 20,000 円
17 年以上 20 年以下の期間	1 年につき 25,000 円
21 年以上	1 年につき 30,000 円

※ 就任期間は、就任した日の属する月から退任した日の属する月のまでの月数とする。

※ 就任期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。